

# 带状疱疹ワクチン接種のご案内

## 令和7年度より定期接種を実施します

予防接種法により、令和7年4月から65歳以上の高齢者を対象とした定期予防接種が始まりました。

带状疱疹ワクチンについては、新型コロナワクチンやインフルエンザワクチンと同様、個人の重症化予防を目的とし、高齢者を対象とした定期接種（一部自己負担あり）となります。※法律上の接種義務はありません。

## 带状疱疹の概要

带状疱疹は、過去に水痘（水ぼうそう）にかかった時に体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、典型的には体の左右どちらかに带状に、時に痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が出現する病気です。合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

带状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

## 令和7年度の接種対象者

与那国町に住民票（接種日時点）があり、接種を希望する以下の方

※対象者は年度によって異なり、令和7年度の定期接種対象者が、一部公費負担で接種を受けられるのは、令和7年度の1年間のみとなります。接種の機会を逃さないようご注意ください。

- (1) 年度内に65歳を迎える方。（昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれ）
- (2) 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより、障害者手帳1級を所持している方。

### 【65歳以上の対象者について】

令和7年度から令和11年度に限り経過措置として、その年度に70.75.80.85.90.95.100歳になる方も対象となります。（※令和11年度までの対象者早見表 参照）

令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

## 自己負担額（接種費用）と接種回数

带状疱疹ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。与那国町では不活化（組換え）ワクチンのみ助成の対象とします。

与那国町診療所で接種する場合は「不活化（組換え）ワクチン」になります。

島外で接種した場合は、償還払いの手続きがあります。詳しくは長寿福祉課窓口までお問い合わせください。

|         | 生ワクチン  | 不活化（組換え）ワクチン      |
|---------|--------|-------------------|
| 自己負担額   | 全額自己負担 | 3,000円（1回あたり）     |
| 接種方法    | 皮下に接種  | 筋肉内に接種            |
| 接種回数と間隔 | 1回     | 2回（2か月以上の間隔をあける※） |

※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

＜注意＞助成が受けられるのは対象になった年度のみです。

期限を過ぎて接種してしまうと、接種費用は全額自己負担になりますので、よく確認してから接種してください。

## ワクチンの効果

いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

| 带状疱疹に対する効果 | 生ワクチン     | 不活化（組換え）ワクチン |
|------------|-----------|--------------|
| 接種後1年時点    | 6割程度の予防効果 | 9割以上の予防効果    |
| 接種後5年時点    | 4割程度の予防効果 | 9割程度の予防効果    |
| 接種後10年時点   | —         | 7割程度の予防効果    |

※合併症の一つである、带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

## 接種を受けられない方

以下の方は、接種を受けることができません。

- ・この予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがある方
  - ・その他、予防接種を行うことが不適切な状態にあると医師が判断する方
- また、以下のような場合は接種を受けることができませんので、治ってから受けるようにしてください。
- ・発熱している。
  - ・重篤な急性疾患にかかっている。

生ワクチンの接種を希望される場合、上記に加えて、病気や治療によって、免疫の低下している方は接種できません。

※令和 11 年度までの対象者早見表

|          | 70 歳   | 75 歳   | 80 歳   | 85 歳   | 90 歳   | 95 歳  | 100 歳  | 100 歳<br>以上                            |
|----------|--|--|--|--|--|---|--|--|
| 令和 7 年度  | 昭和 30 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 31 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 25 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 26 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 20 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 21 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 15 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 16 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 10 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 11 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 5 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 6 年<br>4 月 1 日<br>生  | 大正 14 年<br>4 月 2 日<br>～<br>大正 15 年<br>4 月 1 日<br>生 | 大正 14 年<br>4 月 1 日<br>以前の生<br>まれ<br>全員 |
| 令和 8 年度  | 昭和 31 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 32 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 26 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 27 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 21 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 22 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 16 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 17 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 11 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 12 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 6 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 7 年<br>4 月 1 日<br>生  | 大正 15 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 2 年<br>4 月 1 日<br>生  | 対象者<br>なし                              |
| 令和 9 年度  | 昭和 32 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 33 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 27 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 28 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 22 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 23 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 17 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 18 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 12 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 13 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 7 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 8 年<br>4 月 1 日<br>生  | 昭和 2 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 3 年<br>4 月 1 日<br>生   |  |
| 令和 10 年度 | 昭和 33 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 34 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 28 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 29 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 23 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 24 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 18 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 19 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 13 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 14 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 8 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 9 年<br>4 月 1 日<br>生  | 昭和 3 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 4 年<br>4 月 1 日<br>生   |  |
| 令和 11 年度 | 昭和 34 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 35 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 29 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 30 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 24 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 25 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 19 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 20 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 14 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 15 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 9 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 10 年<br>4 月 1 日<br>生 | 昭和 4 年<br>4 月 2 日<br>～<br>昭和 5 年<br>4 月 1 日<br>生   |  |
| 令和 12 年度 | 対象者なし  |  |  |  |  |   |  |  |